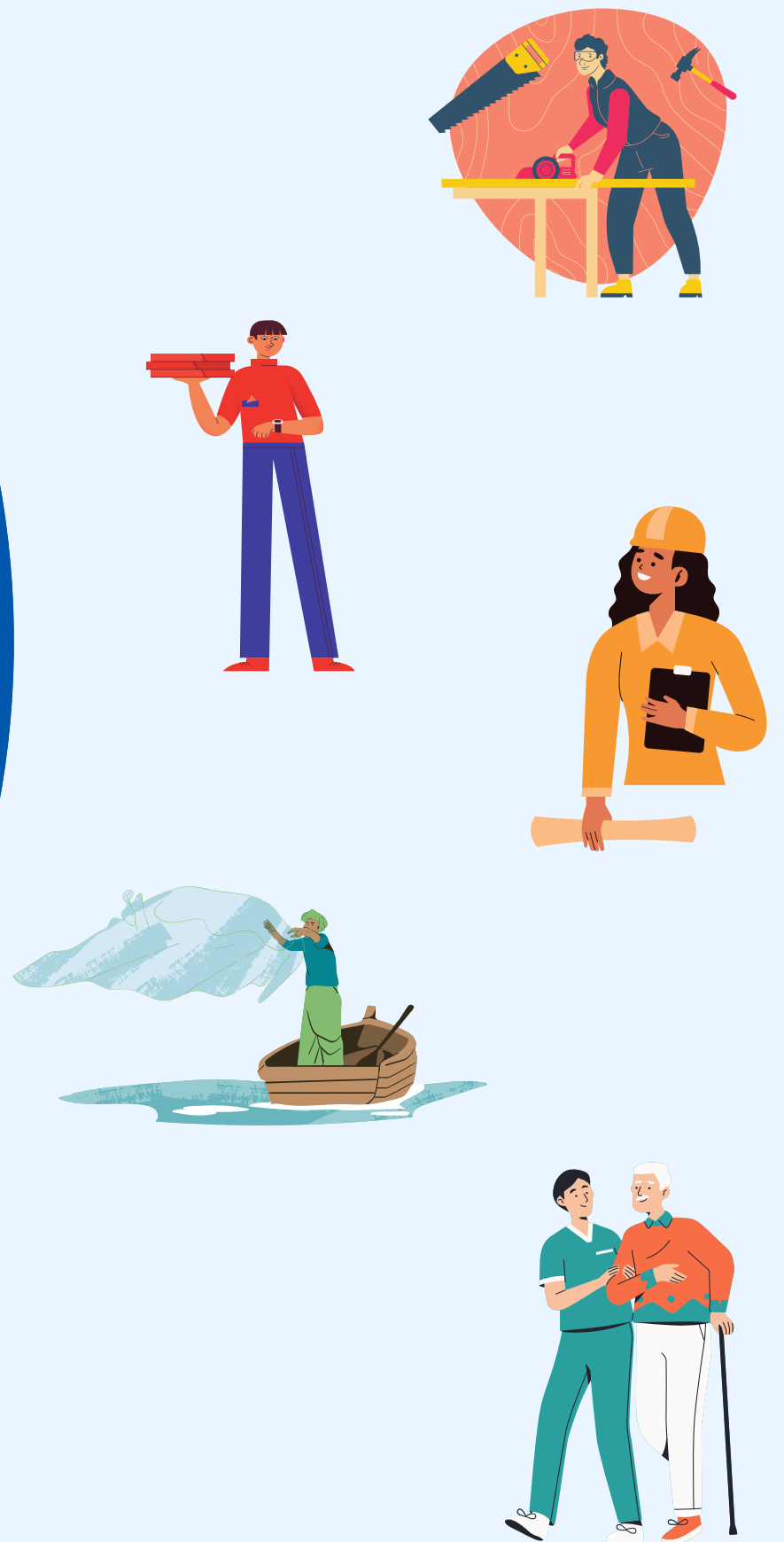
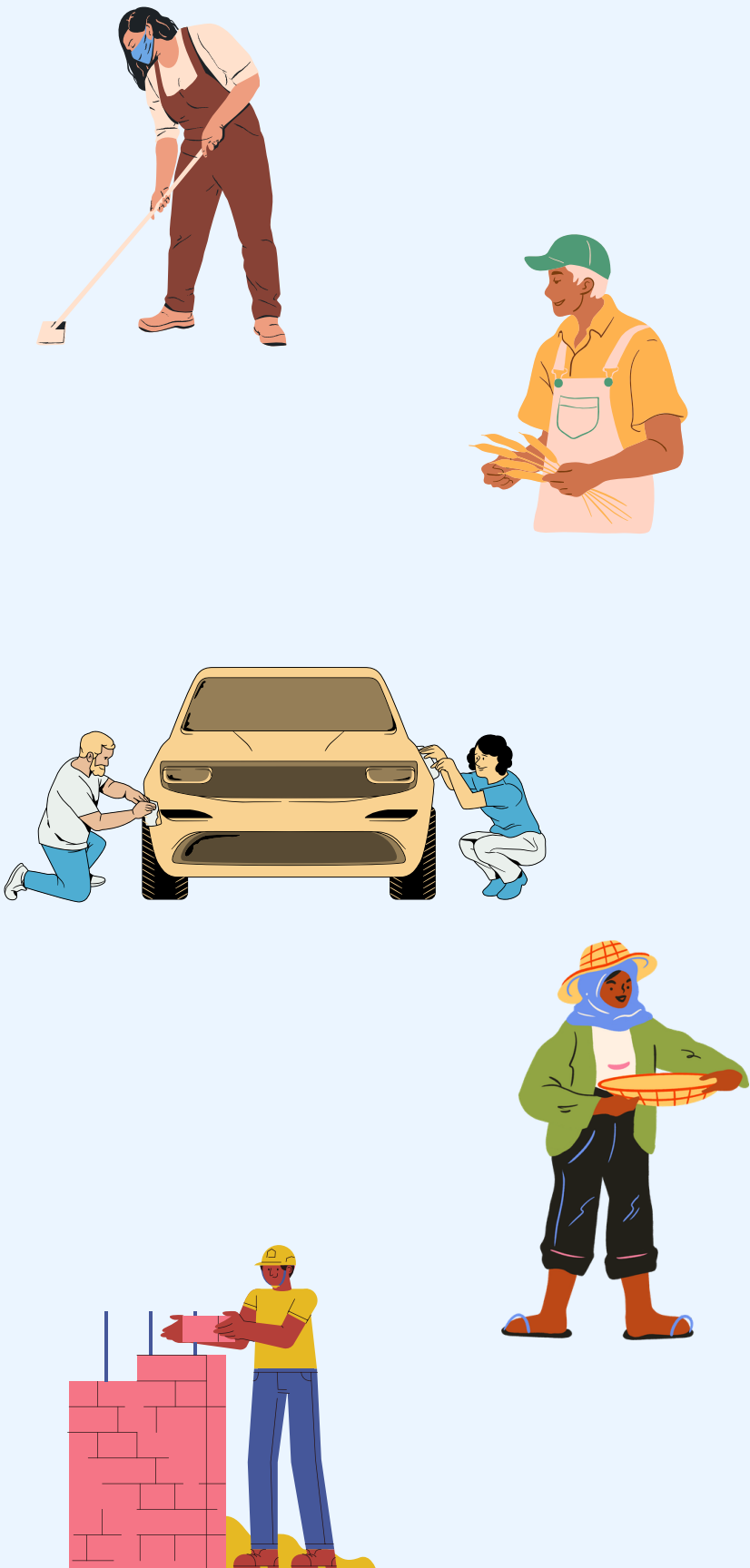


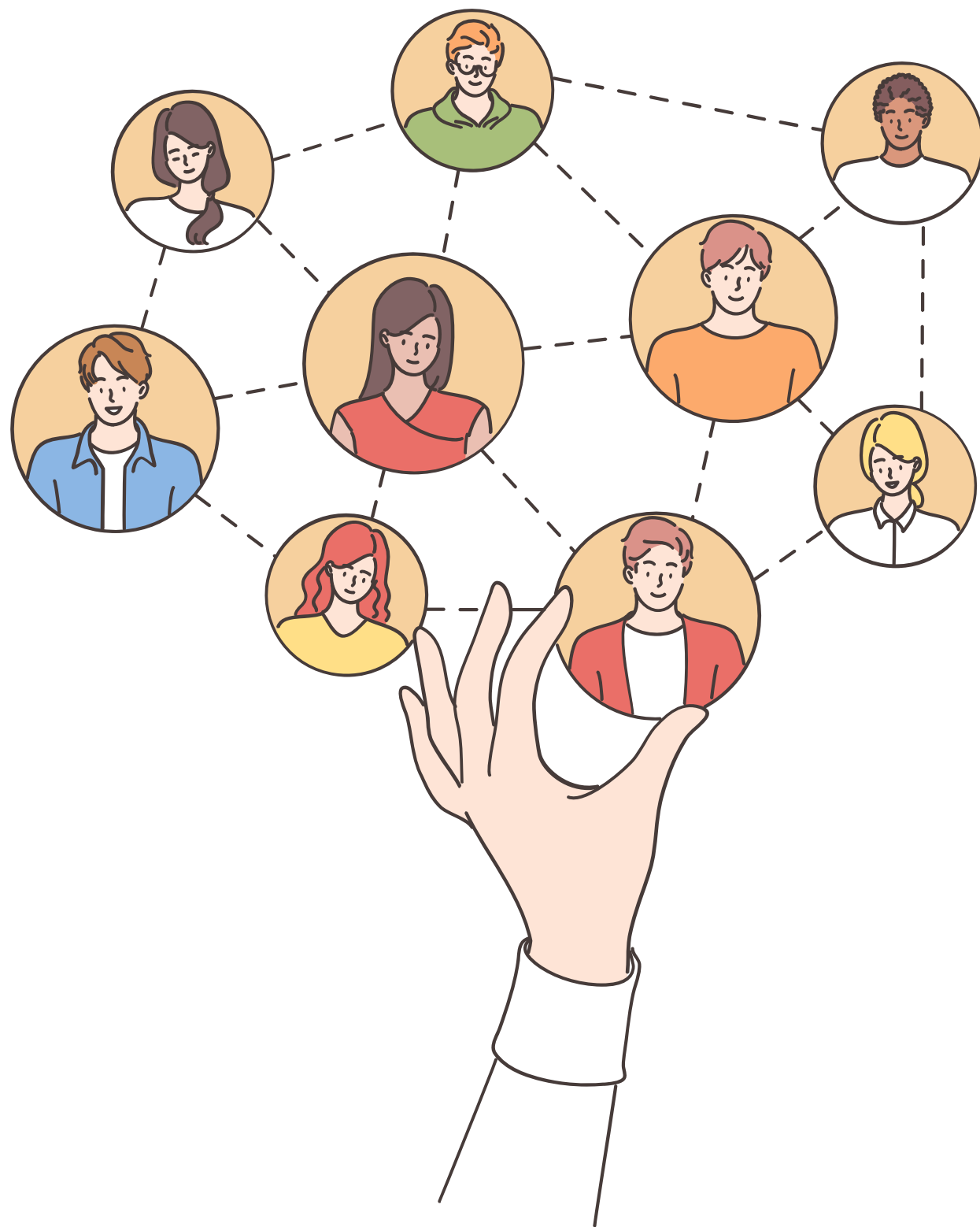
16 業種まるごと

.....

# 特定技能

まるわかりガイド





## 「特定技能」まるわかりガイドとは？

近年、日本では少子高齢化の影響により深刻な人手不足が続いています。特に外食、介護、製造などの分野では担い手が不足しており、その解決策のひとつとして2019年に新設された在留資格「特定技能」が注目されています。

本ホワイトペーパーは、特定技能制度の全体像をわかりやすく整理し、採用企業が押さえておくべきポイントを一冊で理解できるようにまとめたガイドです。これから外国人材の活用を検討する人事・採用担当の方に向けて、制度の基礎知識から実際の雇用までの流れを体系的に解説します。

**この資料から、以下の内容を理解いただけます：**

- ・ 特定技能の概要
- ・ 業種ごとの解説
- ・ 雇用の流れや費用
- ・ Guidableのサービスについて

<b>01</b>	<b>「特定技能」の概要、受け入れ状況など</b>	p.4-8
<b>02</b>	<b>16業種における特定技能について</b>	p.9-16
	介護	p.9
	ビルクリーニング	p.9
	工業製品製造業	p.10
	建設	p.10
	造船・船用工業	p.11
	自動車整備	p.11
	航空	p.12
	宿泊	p.12
	自動車運送業	p.13
	鉄道	p.13
	農業	p.14
	漁業	p.14
	飲食料品製造業	p.15
	外食業	p.15
	林業	p.16
	木材産業	p.16
<b>03</b>	<b>雇用の流れ、受け入れ費用相場よくある質問</b>	p.17-20
<b>04</b>	<b>Guidable特定技能について</b>	p.21-22

### 「特定技能」とは？

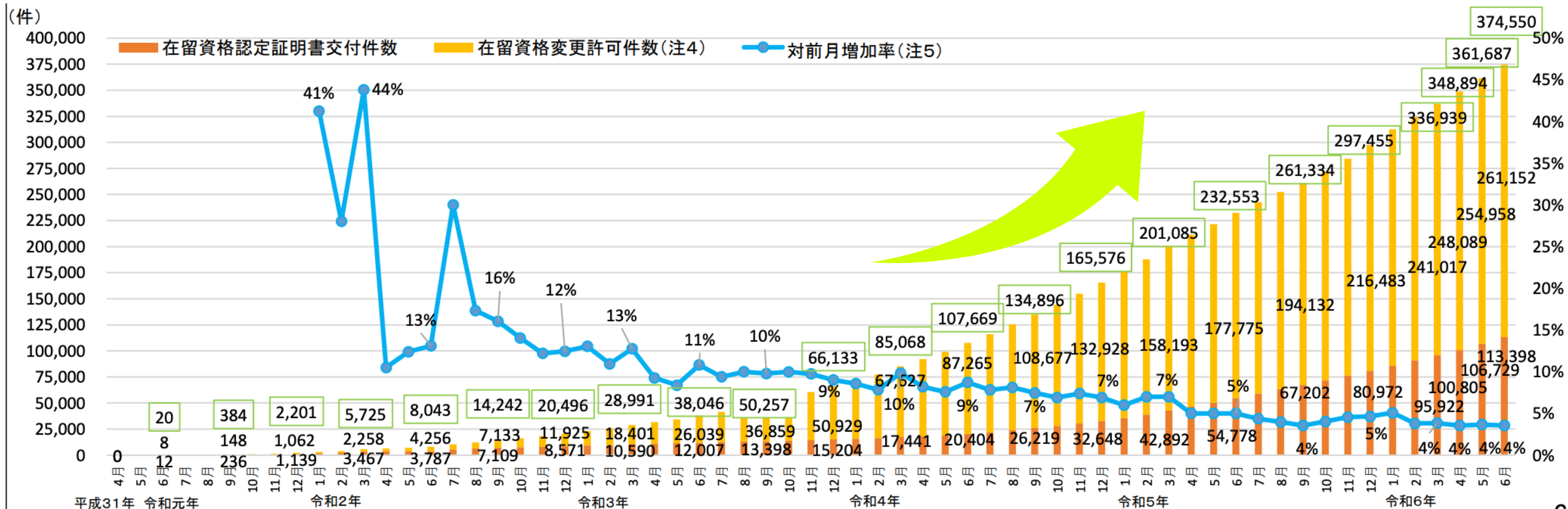
---

2019年4月に創設された、日本国内で人手不足が深刻とされている特定産業分野（16分野）において、即戦力となる外国人材の就労が可能になった在留資格です。

#### 特定技能のポイント

- ✓ 特定技能には1号と2号がある
- ✓ 1号は16分野、2号は11分野
- ✓ 基本的には試験の合格が取得の要件。学歴は不要
- ✓ 試験は分野ごとに異なる

# 特定技能人材の動向



出典：特定技能在留外国人数の公表等 | 出入国在留管理庁

・2019年（平成31年）4月に受け入れが可能になって以降、**右肩上がり**で在留資格「特定技能」の在留外国人は増えている事がわかる。

## 今後も「特定技能」の在留者が増える理由

- ① 育成就労制度の施行により、特定技能1号を目指す人の増加が見込まれる。
- ② 特定技能2号で受け入れ可能分野が拡大
- ③ 政府が2024年度からの5年間で受け入れ枠を82万人に拡大

## 特定技能1号・2号は何が違う？

	特定技能1号	特定技能2号
在留期間	最大5年	無期限 (更新は3年・1年・6ヶ月ごと)
支援	受け入れ機関または、 登録支援機関による支援の対象	支援の対象外
家族帯同	原則不可	要件を満たせば可能
日本語水準	業務に必要な日本語力を試験で確認 (日本語能力試験N4以上)	試験での確認不要
技能水準	技能実習を良好に終えている or 特定技能1号評価試験合格	特定技能2号評価試験合格 + 監督者として一定の実務経験を積む

## 特定技能1号の共通のルール（全業種）



全業種共通で、要件は2つあります。

ひとつは**日本語試験**（たとえばJLPT N4やJFT-Basic）に合格すること。もうひとつは**技能試験に合格すること**です。場合によっては実務経験で代わりに認められるケースもあります。

働ける範囲は分野ごとに決められた「**業務区分**」に限られます。異なる区分の仕事を継続して任せることは認められていません。

また、労働条件は日本人と同じかそれ以上でなければならず、**社会保険への加入、適切な労働時間、安全衛生の確保**も必須です。

## 特定技能1号



## 特定技能2号





## 介護



現状

# 44,367人

(令和6年12月末)

### 従事する主な業務

- ・身体介護等（介護を受ける人の状況にあわせて入浴、食事、排せつを助けること等）
- ・身体介護等に関係して助けが必要なしごと（レクリエーションの実施、リハビリテーションの補助等）

### 所管

厚生労働省

### ポイント

2025年4月から訪問系サービスも就労可能。  
ただし特定技能2号の対象外です。

参考：特定技能制度「介護分野」



## ビルクリーニング



現状

# 6,140人

(令和6年12月末)

### 従事する主な業務

数の利用者が利用する建築物（住宅を除く。）の内部を対象に、衛生的環境の保護、美観の維持、安全の確保及び保全の向上を目的として、場所、部位、建材、汚れ等の違いに対し、方法、洗剤及び用具を適切に選択して清掃作業を行い、建築物に存在する環境上の物質を排除し、清潔さを維持する業務。

### 所管

厚生労働省

### ポイント

業者登録と分野協議会への加入が必要

参考：特定技能制度「ビルクリーニング分野」



## 工業製品製造業



現状

# 45,183人

(令和6年12月末)

### 従事する主な業務

casting / forging / die casting / mechanical processing / metal press processing / ironworking / sheet metal work / finishing / plastic molding / mechanical inspection / mechanical maintenance / electrical equipment assembly / painting / welding / industrial packaging / reinforced plastic molding / metal heat treatment

### 所管

経済産業省

### ポイント

2025年から受入事業所はJAIMへの加入が義務化

参考：特定技能制度「工業製品製造業分野」



## 建設



現状

# 38,365人

(令和6年12月末)

### 従事する主な業務

formwork construction / concrete pumping / tunneling / construction machinery construction / earthwork / reinforcement construction / aviation / marine civil engineering  
その他、土木施設の新設、改築、維持、修繕に係る作業

### 所管

国土交通省

### ポイント

JAC（建設技能人材機構）への加入、CCUS登録、建設業許可が必要

参考：特定技能制度「建設分野」



## 造船・船用工業



現状

# 9,665人

(令和6年12月末)

### 従事する主な業務

溶接 / 塗装 / 鉄工 / とび / 配管 / 船舶加工

### 所管

国土交通省

### ポイント

分野協議会加入が必要

参考：特定技能制度「造船・船用工業分野」



## 自動車整備



現状

# 3,076人

(令和6年12月末)

### 従事する主な業務

自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務（電子制御装置の整備や钣金塗装など）の基礎的な業務

### 所管

国土交通省

### ポイント

自動車特定整備事業の認証と分野協議会加入が必要

参考：特定技能制度「自動車整備分野」



# 航空



現状

1,382人  
(令和6年12月末)

## 従事する主な業務

- 指導者やチームリーダーの下に行う
  - 航空機地上走行支援業務
  - 手荷物・貨物取扱業務
  - 手荷物・貨物の航空機搭降載業務
  - 航空機内外の清掃整備業務
- 運航整備（空港に到着した航空機に対して、次のフライトまでの間に行う整備）
- 機体整備（通常1～1年半毎に実施する、約1～2週間にわたり機体の隅々まで行う整備）
- 装備品・原動機整備（航空機から取り下ろされた脚部や動翼、飛行・操縦に用いられる計器類等及びエンジンの整備）

## 所管

国土交通省

## ポイント

分野協議会加入が必要

参考：特定技能制度「航空分野」



# 宿泊



現状

671人  
(令和6年12月末)

## 従事する主な業務

- フロント業務（チェックイン/アウト、周辺の観光地情報の案内、ホテル発着ツアーの手配等）
- 企画・広報業務（キャンペーン・特別プランの立案、館内案内チラシの作成、HP、SNS等による情報発信 等）
- 接客業務（旅館やホテル内での案内、宿泊客からの問い合わせ対応 等）
- レストランサービス業務（注文への対応やサービス（配膳・片付け）、料理の下ごしらえ・盛りつけ等の業務 等）

## 所管

国土交通省（観光庁）

## ポイント

旅館業法の許可と分野協議会加入が必要。対象外施設もあるため注意

参考：特定技能制度「宿泊分野」



## 自動車運送業



現状

— 人

(令和6年12月末)

### 従事する主な業務

- 運行業務（運行前後の車両点検、安全な旅客の輸送、乗務記録の作成等）
- 接客業務（乗客対応等）  
（バス、タクシー運転者）
- 運行業務（運行前後の車両点検、安全な貨物の輸送、乗務記録の作成等）
- 荷役業務（荷崩れを起こさない貨物の積付け等）  
（トラック運転者）

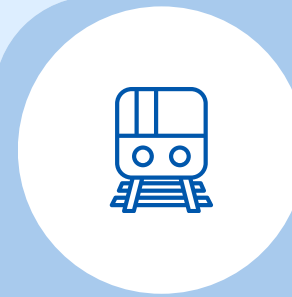
### 所管

国土交通省

### ポイント

分野協議会加入が必要。免許取得期間には特定活動ビザを利用

参考：特定技能制度「自動車運送業分野」



## 鉄道



現状

1 人

(令和6年12月末)

### 従事する主な業務

- 軌道整備（軌道等の新設、改良、修繕に係る作業・検査業務等）
- 電気設備整備（電路設備、変電所等設備、電気機器等設備、信号保安設備、保安通信設備、踏切保安設備等の新設、改良、修繕に係る作業・検査業務等）
- 車両整備（鉄道車両の整備業務等）
- 車両製造（鉄道車両、鉄道車両部品等の製造業務等）
- 運輸係員（駅係員、車掌、運転士等）

### 所管

国土交通省

### ポイント

分野協議会加入が必要

参考：特定技能制度「鉄道分野」



# 農業



現状

# 29,157人

(令和6年12月末)

## 従事する主な業務

- ・各作物に応じた土壌づくり
- ・施肥作業
- ・種子、苗木の取扱い
- ・資材、装置の取扱い
- ・栽培に関する作業
- ・安全衛生業務 等
- ・各畜種に応じた器具の取扱い
- ・個体の取扱い、観察
- ・飼養管理
- ・生産物の取扱い
- ・安全衛生業務 等

## 所管

農林水産省

## ポイント

分野協議会加入が必要。派遣形態での受入れも可能

参考：特定技能制度「農業分野」



# 漁業



現状

# 3,488人

(令和6年12月末)

## 従事する主な業務

- (漁業区分)  
漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等
- (養殖区分)  
養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収穫（穫）・処理、安全衛生の確保等

## 所管

農林水産省

## ポイント

分野協議会加入が必要。派遣形態での受入れも可能

参考：特定技能制度「漁業分野」



## 飲食料品製造業



現状

# 74,380人

(令和6年12月末)

### 従事する主な業務

- ・原料の処理、加熱、殺菌、成形、乾燥などの、生産に関わる一連の作業など
- ・業務で使う機械の安全確認や、作業者の衛生管理などの、業務上の安全衛生と食品衛生を守るための業務

### 所管

農林水産省

### ポイント

HACCPに基づく衛生管理と分野協議会加入が必要

参考：特定技能制度「飲食料品製造分野」



## 外食業



現状

# 27,759人

(令和6年12月末)

### 従事する主な業務

- ・飲食物調理（客に提供する飲食料品の調理、調製、製造を行うもの）
- ・接客（客に飲食料品を提供するために必要な飲食物調理以外の業務を行うもの）
- ・店舗管理（店舗の運営に必要となる上記2業務以外のもの）

### 所管

農林水産省

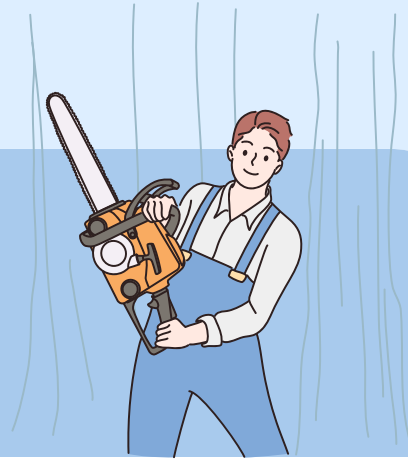
### ポイント

分野協議会加入が必要。対象外施設もあるため注意

参考：特定技能制度「外食業分野」



# 林業



現状



人

(令和6年12月末)

## 従事する主な業務

- ・苗木を植え、樹木を育てる作業
- ・丸太を生産する作業等

## 所管

農林水産省

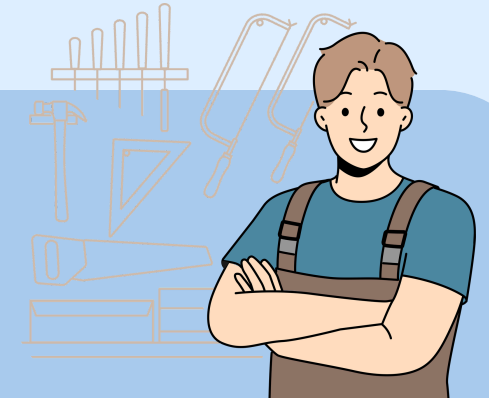
## ポイント

分野協議会加入が必要

参考：特定技能制度「林業分野」



# 木材産業



現状



人

(令和6年12月末)

## 従事する主な業務

製材／単板（ベニヤ）製造／木材チップ製造／合板製造／集成材製造／プレカット加工／銘木製造／床板製造

## 所管

農林水産省

## ポイント

分野協議会加入が必要

参考：特定技能制度「木材産業分野」

## 就労開始までの流れ（①日本国内に在留している外国人の採用）

### STEP 1

試験に合格又は技能実習2号を修了

### STEP 2

特定技能外国人と雇用契約を結ぶ。 ※ 1

### STEP 3

特定技能外国人の支援計画を策定する。

### STEP 4

在留資格変更許可申請を地方出入国在留管理局へ行う。 ※ 2

### STEP 5

「特定技能1号」へ在留資格変更

### STEP 6

就労開始

#### ※1 契約締結後に実施

- 受け入れ機関等による事前ガイダンス
- 健康診断 等

#### ※2 主な添付資料

- 受入れ機関の概要
- 特定技能雇用契約書の写し
- 1号特定技能外国人支援計画
- 日本語能力を証明する資料
- 技能を証明する資料 等

## 就労開始までの流れ（②海外から来日する外国人の採用）

STEP 1

試験に合格又は技能実習2号を修了



技能実習2号を良好に修了した方であれば、帰国済みであっても試験は免除されます。

STEP 2

特定技能外国人と雇用契約を結ぶ。

STEP 3

特定技能外国人の支援計画を策定する。

STEP 4

在留資格認定証明書交付申請を地方出入国在留管理局へ行う。

STEP 5

在留資格認定証明書受領

STEP 6

在外公館に査証（ビザ）申請

STEP 7

査証（ビザ）受領

STEP 8

入国

STEP 9

就労開始

## 受け入れ費用相場まとめ

	種類	相場	補足
採用に関わる費用	人材紹介手数料	約30-60万円	送り出し機関への手数料を含む
特定技能外国人在留資格申請、 支援による費用	在留資格申請	約10-20万円	在留資格申請や支援業務を 委託する場合
	在留期間更新の申請	約3-6万円	
	義務的支援委託	約2-4万円	
特定技能外国人本人に 支払う費用	入国時の渡航費用 ※1	約5-10万円	※1 本人負担も可
	住居の準備費用 ※1	-	
	給与・福利厚生	- ※2	※2 同じ業務を行う日本人と 同等又はそれ以上に設定
	健康診断費用	1万円程度	

## よくある疑問

### Q 協議会とはなんですか。

特定技能制度の適切な運用を図るため分野ごとに設置されるものであり、特定技能所属機関は在留諸申請の前に必ず構成員となる必要があります。

### Q 特定技能外国人に支払うべき給与水準は？

特定技能外国人の報酬額については、日本人が同等の業務に従事する場合の報酬額と同等以上であることが求められます。

### Q 雇用契約の期間に制約はありますか。

雇用期間について、入管法上、特段の定めはありませんが、1号特定技能外国人については、通算で在留できる期間の上限が5年となっていますので、これを超える期間の雇用契約を締結した場合でも、5年を超える期間については在留が認められないこととなりますので留意してください。

### Q 技能実習中の外国人を特定技能の在留資格で採用することは可能ですか。

技能実習生は、技能実習計画に基づいて技能等を修得等するための活動を行うものであり、技能実習計画を終了していない実習中の外国人の場合は、技能実習という在留資格の性格上、特定技能への在留資格の変更は認められません。

### Q 入国前の事前ガイダンスでは例えばどのような情報を提供すればよいのですか。

特定技能雇用契約に盛り込まれる特定技能外国人が従事する業務の内容や報酬の額等の労働条件に関する事項のほか、保証金の徴収や契約不履行に伴う違約金を定める契約を結ぶことは違法であることなどの情報を提供する必要があります。

### Q 特定技能外国人を雇い入れるに当たり、往復の航空運賃は受入れ機関が負担しなければなりませんか。

法務省令において、外国人が帰国費用を負担できない場合には、受入れ機関が費用を負担することと定められています。なお、送出国の法令において、渡航費など受入れ機関が負担すべき費用に関して定めがある場合があります。送出国の法令に関しては、駐日大使館に御確認下さい。

# Guidable 特定技能

現地の  
送り出し機関



特定技能  
外国人

登録

応募

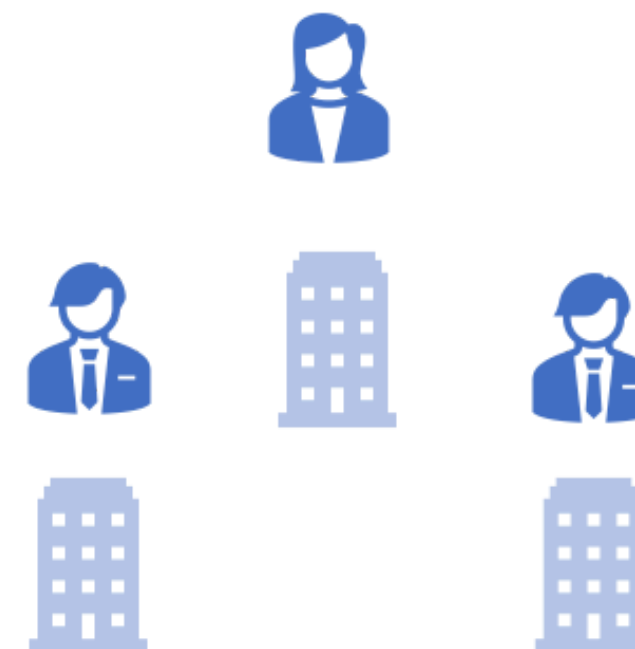
マッチング



掲載

採用

日本の  
受入企業様



特定技能外国人の「迅速で確実」な採用へ

# 選ばれる 4 つの理由

Point  
**01**

## 働きたい人がすぐに見つかる

多くの応募が海外の送り出し機関から集まるため、質の高い候補者に出会えます。

Point  
**02**

## 高いマッチング率

条件やニーズから適切な人材を確実に見つけることができます。

Point  
**03**

## 採用時間を大幅に短縮

面接までの時間を短縮することで採用までの時間を大幅に短縮します

Point  
**04**

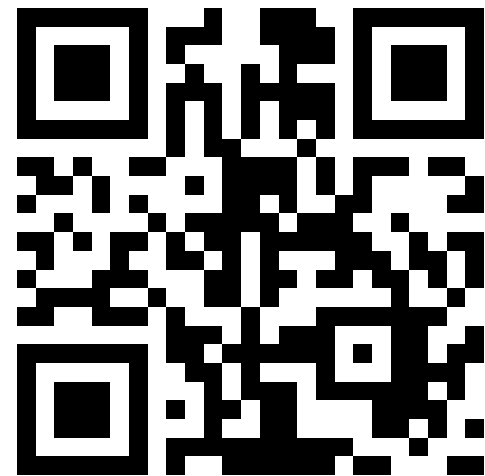
## 必要な採用を低コストで

成果報酬なので採用が決まるまで基本無料でご利用いただけます

**御社の採用活動にお役立て頂けますと幸いです。**

**「助成金と合わせて、安心して外国人採用をはじめたい！」  
という企業様はぜひ一度ご相談ください。**

↓お問い合わせ・サービス関連の資料請求はこちらから↓



<https://guidablejobs.jp/#contact>